



函館市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、新函館農業協同組合を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月6日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修



平成26年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

新函館農業協同組合

2 監査の対象

財政援助団体監査

平成25年度において、函館市から新函館農業協同組合に対して交付された農作物集出荷貯蔵施設整備事業費補助金に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年11月6日から平成27年1月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記補助金に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

財政援助団体監査の結果、対象となった事務は、適正に執行されていた。